

車両管理規定

第1条(目的)

本規定は、業務に使用する車両全般の運用管理に関する事項を定めたものであり、車両の効率的運用と運転者の安全を図ることを目的とする。

第2条(車両の定義)

1. 本規定における車両とは、道路交通法で定める自動車、原動機付自転車および自転車で、社有および社外から借り上げたものをいう。
2. 通勤用自転車については、別途第20条に定める。

第3条(車両管理者)

会社が業務に使用する車両については車両管理者が統括管理を行う。

第4条(車両管理台帳)

車両の車種、登録番号、事故の記録、自賠責保険などの保険に関する事項および保管場所など、車両管理上必要な事項が記載された車両台帳を常備し、車両管理者が管理する。

第5条(安全運転の確保)

車両を運転する者は、道路交通法その他の交通関係法規ならびに会社諸規定を遵守し、人命尊重の精神で安全運転を心掛け、会社の名誉・体面を傷つけることのないよう努めなければならない。

第6条(免許証の提出)

業務上、車両を運転する者は車両管理者に免許証の写しを提出する。
ただし、車両のうち自転車のみを運転する者については免許証の提出は不要である。

第7条(運転中の禁止事項)

- 運転中に次の事項を行うことを禁止する。
1. 携帯電話の操作
 2. 喫煙

第8条(飲酒・酒気帯び運転の禁止)

飲酒・酒気帯び運転はしてはならない。また、他者の飲酒・酒気帯び運転に気付いた場合は直ちに運転することを制止する。

第9条(報告義務)

次の事項に該当する場合、直ちに上司に報告をする。

1. 体調不良等のため正常な運転に懸念がある場合、上司に報告し代理者の手配の協力する。
2. 車両に異常を発見した場合(軽微な物損等であっても報告を要する)。
3. 車両管理・運転に関して他の従業員の不良な行為や嘘を発見した場合。
4. 業務中及び外を問わず、違反歴が生じた場合。
5. 運転中に眠気を感じた場合は、無理をせず上司に相談をして休憩を取るなど事故防止に努める。
6. 車両に損傷を与えた場合(些細な傷であっても報告を要する)。

第10条(保守・点検)

1. 車両使用者は、雨上がり等、車の汚れが目立つ際は、給油時などを利用して汚れた車を磨くこと。

- 車両使用者は、自己の担当する車両に関し、責任を持って保守・点検を行い、常にその機能を整備しておかなければならない。

第11条(車両の修理等)

- 車両の修理、検査および整備などについては、車両管理者へ連絡し、車両管理者の指示によって行うものとする。ただし、事故その他緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 故意により車両に損害を与えた場合や、本規程を守らず車両に損傷を与えた場合は、第14条の定めにより修理費の一部または全部を負担させることもある。

第12条(車両およびキーの保管)

- 車両は、常に会社の定める所定の場所に保管し、道路上など所定場所以外に放置してはならない。
- 車両のキーは、業務につくときには所属長の許可を得て持ち出し、業務が終了したときは車両に施錠したかどうかを確認し、所定の場所に返却し、所属長の確認を得なければならない。

第13条(運転者教育の実施)

車両管理者は、運転者の安全運転能力を高めるために、交通安全教育を計画的に実施するとともに、日常の運転者指導を図らなければならない。

第14条(損害賠償)

- 故意により車両に損害を与えた場合や、本規程を守らず車両に損傷を与えた場合は、その者は対象損傷を弁償する。他の場合、些細な傷であっても始末書を作成し、車両管理者に報告をする。車両管理者は管理部に報告をする。
- 修理が必要な場合は車両管理者の指示に従い見積書の手配をし、対象の損傷にかかる1割を負担する。残り9割は会社負担が負担するが、金額が相対的に大きいと判断された場合には、自己負担割合を3割以上とし相談の上決定する。

第15条(車両の私的使用)

車両を無断で私的に使用してはならない。また、業務に関係ない人物を自己判断で乗車させてはならない。

第16条(私有車の業務使用)

- 私有車を業務に使用することは原則として認めない。ただし、やむを得ない事由により会社の許可を得た場合は、この限りではない。
- 私有車を業務に使用する場合には、損害保険の加入状況など会社で定めた必要事項および運転免許証ならびに車検証の写しを、車両管理者に届け出なければならない。

第17条(事故報告および事故処理)

- 業務遂行中に事故を起こし、または起こされた場合は、直ちに警察に通報し、その後、車両管理者に報告しなければならない。
- 事故が発生した場合には、その処理は会社が行う。また事故発生に際しては、会社を通すことなく個人で勝手に示談をしてはならない。

第18条(事故による賠償責任)

業務遂行中に車両使用者が起こした事故による損害賠償の責任は、会社が負うものとする。ただし、事故当事者である車両使用者が、故意または重大な過失により事故を発生させた場合には、車両使用者はその損害賠償の責を免れない。

第19条(罰金、科料の負担)

- 車両使用者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料が生じた場合、速やかに車両管理者に報告をし、始末書を提出すること。

- 罰金、科料については原則として車両使用者の負担とする。ただし、やむを得ない特段の事情が認められる場合は、コンプライアンス委員会での審議の上、その一部、または全部を会社が負担する。

第20条(自転車による通勤について)

- 自転車通勤を行う者は、車両管理者に事前に承諾を得るものとする。
- 自転車通勤者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに車両管理者に報告し指示に従わなければならない。
- 自転車通勤者が通勤途上に起こした事故については、会社は賠償責任を負わない。
- 自転車通勤をする者は、必ず会社が指定する任意保険に加入しなければならない。

第21条(改廃)

本規程の改廃は、経営会議の決議による。

附則

この規程は、2021年7月1日から施行する。

この変更規程は、2021年10月1日から施行する